平成３０年（フ）第２２号
京都府亀岡市曽我部町南条北向田７番地48
債務者　中川　友治
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成３０年（フ）第４５５号
大阪府高石市東羽衣６丁目１番５―305号
債務者　浅野　優美（旧姓堂下）
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４６２号
大阪府高石市西取石７丁目８番17―201号
債務者　前野日出子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３９号
兵庫県加東市喜田２丁目９番地２　世奈203号
債務者　沖田　公宏
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第６８号
北海道勇払郡厚真町字本郷283番地の１　本郷第２団地１号棟202号
債務者　高橋みどり
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第８３号
北海道勇払郡むかわ町花園３丁目46番地
債務者　髙橋　祐介
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第８６号
北海道苫小牧市ときわ町４丁目21番15号
債務者　木村　洋子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第８７号
北海道苫小牧市美園町４丁目29番10―404号
債務者　田中　龍一
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第５０号
青森県八戸市大字白銀町字栗沢道42番地32
債務者　坂下めぐみ
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第６２号
青森県八戸市大字白銀町字堀ノ外１番地２
市営住宅Ａ２－３－６
債務者　留目　英雄
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第４３号
宮城県柴田郡柴田町船岡土手内２丁目14番23号
債務者　角張　寛美
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第４５号
宮城県柴田郡柴田町大字下名生字土手外96番地
債務者　水戸　幸子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第４９号
福島県いわき市平下荒川字久世原９番地の82
ハイツフォーシーズン101
債務者　高野　明久
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第３８号
茨城県ひたちなか市大字田彦999番地25　平野ハイツ202号
債務者　藤咲　恵一
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１１３号
茨城県小美玉市羽鳥2738番地106　花山ビル301号室
債務者　佐久間信児
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１１５号
茨城県水戸市谷田町1017番地の２
債務者　清水　貴年
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１１７号
茨城県鉾田市鹿田830番地32
債務者　浅野　直美
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
水戸地方裁判所